

大括り化検討WGにおける平成 25 年度の検討状況について

1. はじめに

大括り化及び制度運用に関する詳細検討を機動的かつ効率的に行うことを目的に、第 13 回政省令・制度運用検討分科会（書面審議）において大括り化検討WGの設置が承認された。これまで、平成 25 年 12 月 26 日、平成 26 年 1 月 27 日及び 2 月 17 日の計 3 回に渡り大括り化検討WGを開催し、今後の大括り化の検討に係る全体スケジュールである「大括り化」に向けての課題検討スケジュール（案）」（以下「スケジュール案」という。）の策定を行った。併せて、このスケジュール案に基づき、大括り化及び制度運用に係る検討に着手した。

2. 平成 24 年度までの政省令・制度運用検討分科会における検討状況について

電気用品の区分などの大括り化については、平成 24 年度までに国際整合性の確保の観点から、IEC規格の品目分類を参考として、品目を再分類し、検証を実施している。

具体的には、大括り化対象の特定電気用品以外の電気用品(269 品目)に対して整理を行うとともに、型式の区分の要素について、再分類した電気用品(5 品目)ごとに求められる必要最低限の安全性をグルーピングし、共通化を検討している。その結果を次表に示す。

表 大括り化の方向性

電気用品の区分	品目	型式の区分の要素
電気機械器具	家庭用及びこれに類する電気機器	定格電圧
		器具の種類
		二重絶縁
	電動工具	定格電圧
		器具の種類
		二重絶縁
	ランプ及び照明器具	定格電圧
		ランプの種類
		器具の種類
	電子及び情報技術機器	二重絶縁
		定格電圧
		器具の種類
その他の交流用電気機械器具	二重絶縁	
	定格電圧	
	器具の種類	

今後は整合規格の整備状況を踏まえ、継続的に検討を行っていくこととなっている。

3. 大括り化の政省令改正に伴う課題検討について

平成 25 年度は、平成 24 年度までの検討状況及びスケジュール案を踏まえ、次の 2 項目について検討を行った。

- ①対象の前提条件の整理：規制対象となるか否か判断の基となる考え方の整理
- ②対象範囲の検討：規制対象品がどの大括り化 5 品目に属するかの検討

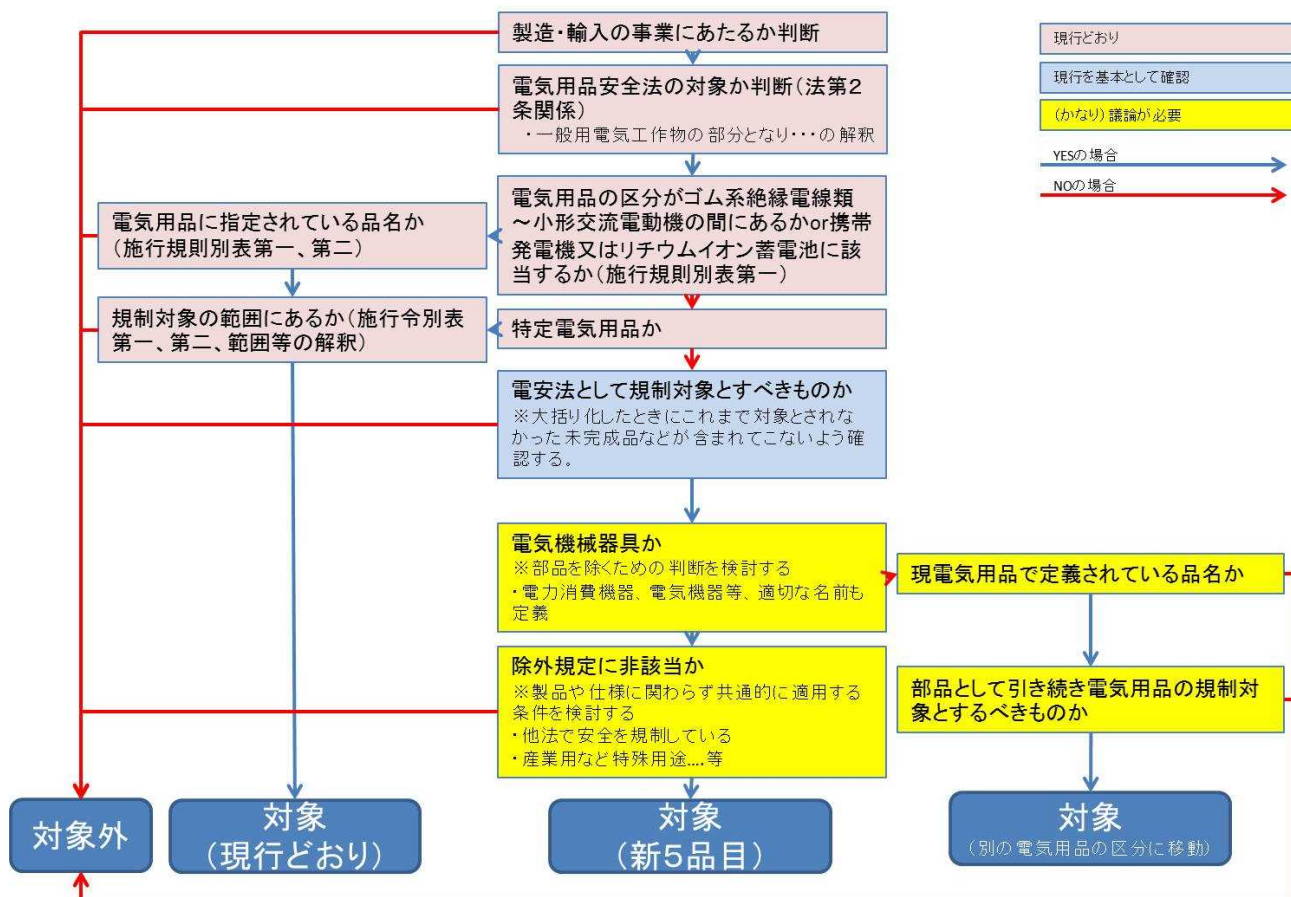
これらの検討状況について、次の「3.1 規制対象の前提条件の整理に係る検討状況について」及び「3.2 大括り化 5 品目の対象範囲に係る検討状況について」に示す。

3.1. 規制対象の前提条件の整理に係る検討状況について

3.1.1 検討手順について

現行の電気用品は、製品ごとに完成品・未完成品の判断や法に基づく手続きの必要性が検討されている。一方、大括り化されることにより、これまで想定していない電気製品についても検討の対象となることから、電気用品名にかかわらず事業者が自律的に判断できるよう、これまでの取り扱いを基に整理する必要がある。規制対象かどうかの判断に係るフローの一例を次に示す。

大括り化したときの対象・非対象の考え方フロー



大括り化検討WGでは、これまで想定していなかった製品が大括り化5品目の適用範囲に含まれるか否かを判断する条件となる「①対象の前提条件の整理」から検討に着手することとした。

具体的には、出荷から使用までにどのような電気用品の形態が存在するかどうか、国から公表されている現行法令における判断基準や個別製品の事例を分析し、共通するテーマごとに検討を進めることとした。その結果、次の①電安法の規制の基本的な考え方に係る項目、②除外規定として検討すべき項目として整理することができた。

①電安法の規制の基本的な考え方に係る項目

- － 電安法の目的、定義等に照らして規制対象かどうかの判断基準となる考え方。
 - (1) 未完成品のもの
 - (2) 一品もの
 - (3) 現地施工のもの
 - (4) 販売前後でのオプション取付け等について
 - (5) 電気用品の製造業・輸入業に該当しないもの（改造、個人輸入など）

②除外規定として検討すべき項目

- － 電安法の目的、定義等と照らして規制対象ではあるが、諸条件により規制対象外になり得る判断基準となる考え方。
 - (1) 特殊な構造なもの（組込み品など）
 - (2) 使用者、使用場所、販売ルート、使用用途によるもの
 - (3) 高出力、大型のもの
 - (4) 他法令で規制を受けるもの
 - (5) その他

これらの検討手順については、スケジュール案に従い、まず「①電安法の規制の基本的な考え方に係る項目」の検討を行い、大括り化5品目の適用範囲の検討がある程度進んだ段階で、「②除外規定として検討すべき項目」に着手することとした。

3.1.2 検討状況について

「①電安法の規制の基本的な考え方に係る項目」についての検討状況を次に示す。

(1) 未完成のもの

電気用品として安全上又は最終製品としての機能上必要な部品が未実装の状態は電気用品に該当しない。ただし、次のものを含まない。

- ・ 運搬上の理由等によって電気用品がユニットに分割されているものであって、消費者等の最終使用者が電氣的加工を伴わずに組み立てるもの。

説明：これらの例として扇風機、キット式の電灯付家具・コンセント付家具がある。現地施工の場合と区別するため、消費者等の最終使用者が組み立てることを明記。

- ・ 出荷時点では未完成品であっても電氣的、機械的加工を伴わずに使用できるもの。

説明：電源・周辺機器及びネットワーク等へ接続しないと動作しない電気用品であっても、技術基準適合義務は接続を前提として履行されるので未完成品とは解さない。従って、これらの行為は電氣的、機械的加工に含まない。

(2) 一品もの

一品ものであっても電気用品に該当する。

説明：工芸品、試作品などの一品ものであっても、電気用品に該当するか否かは判断する必要がある。その上で、事業として継続反復して製造・輸入する場合は対象となる。

(3) 現地施工のもの

現地施工であっても、完成状態が電気用品として企画・設計されているのであれば、電気用品に該当する。

説明：製造・輸入事業者以外の現地施工者は、電気用品を完成させたとしても、企画・設計していないので届出事業者にはなりえない。

(4) 販売前後でのオプション取付け等について

- ・ 所有権が移転された後にオプションを取付ける行為は「製造」には該当せず、オプション品を組み合わせた状態は、新たな電気用品に該当しない。
- ・ 製造者が設計時に意図しない製品又は部品（オプション以外のもの）を取り付けて、電気用品としての機能・性能など電氣的仕様が変更される場合は「製造」に該当し、それらを組み合わせた状態は、新たな電気用品に該当する。
- ・ オプションとして出荷されるものは、それ自体が電気用品に該当するか否か判断する。

説明：「オプション」とは、取付けて使用するかどうか、原則、所有者の選択に委ねられている製品又は部品をいい、次の①及び②の条件に該当するものとする。

①主となる電気機器は、オプションを取付けない状態で、電気用品である場合。

②オプションの取付けについて、届出事業者（製造事業者、輸入事業者）が設計時に考慮している場合。

※技術基準適合については、製造者がオプションの取付けを設計時に考慮している場合は、オプションと組み合わせた状態で義務が発生する。

(5) 電気用品の製造業・輸入業に該当しないもの（改造、個人輸入など）

- ・ 所有権が移転された後に改造を行う行為は、製造業には該当しない。

説明：所有権移転後の改造については、電安法ガイド第2版（P. 73）の「消費者が所有する電気用品の改造・修理“行為”は「製造」に該当しません。」を参考にした。販売後の電気用品の機能付加、消費者が所有する電気用品の修理等も製造には当たらない。

- ・ 輸入業には、個人輸入及び輸入代行を含まない。

説明：「輸入」については、電安法ガイド第2版（P. 73）の「“個人輸入及び輸入代行”は含まない」を参考にした。ただし、個人で輸入しても、業として継続的に販売する場合は輸入業となる。

3.2. 大括り化5品目の適用範囲に係る検討状況について

3.2.1 検討手順について

平成24年度までの検討においては、大括り化後の電気用品の区分「電気機械器具」、かつ、特定電気用品以外の電気用品を対象に、大括り化後の電気用品を国際整合性の観点からJIS（IEC規格）の分類を参考にした5品目とする方向性が政省令・制度運用検討分科会において示された。これらについて、スケジュール案に従い、大括り化検討WGにおいて検討に着手することとした。なお、本検討の前提条件は次のとおり。

- | | |
|-----|---|
| 前提① | 法第2条の定義の範囲内であること（一般用電気工作物の一部又は接続されるもの） |
| 前提② | 定格電圧100～300V、定格周波数50又は60Hz、交流の回路に用いるものであること |
| 前提③ | 除外規定は後日検討 |

3.2.2 検討状況について

大括り化5品目の適用範囲に係る検討では、JIS（IEC規格）の分類から5品目を決定した経緯から、本検討においてもJIS（IEC規格）の適用範囲をベースに検討を行った。その結果、＜定義＞に該当するもの、＜解説＞に該当するもの、＜参考＞に該当するものに仕分け作業を行った。また、平成24年度以前の検討において関連する内容を＜注記＞として追加を行った。これまでの検討状況を次の(1)から(5)に示す。

なお、大括り化5品目それぞれの＜定義＞は、大括り化後の施行令別表第二の次の箇所へ記載されることをイメージしている。また、＜解説＞については、「電気用品の範囲等の解釈」に記載されることをイメージしている。

大括り化後の電安法施行令別表第二のイメージ

- | | |
|-----|---|
| 七 | 電気機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が100ボルト以上300ボルト以下及び定格周波数が50ヘルツ又は60ヘルツのものであつて、交流の回路に使用するものに限る。） |
| (一) | 家庭用及びこれに類する電気機器
＜定義＞ |
| (二) | 電動工具及びこれに類する電気機器
＜定義＞ |
| (三) | ランプ及び照明器具
＜定義＞ |
| (四) | 電子及び情報技術機器
＜定義＞ |
| (五) | その他の交流用電気機械器具
＜定義＞ |

(1) 家庭用及びこれに類する電気機器の適用範囲（案）

<定義>

家庭用及びこれに類する電気機器。通常、家庭で用いない機器でも、一般大衆への危険源となる機器は適用範囲である。

<解説>

「家庭用及びこれに類する電気機器」とは JIS C 9335-1（第 1 部。通則）を適用したものとす
る。

但し、次のものには適用しない。（JIS C 9335-1 より引用）

－工業目的専用の機器

－腐食性又は爆発性の雰囲気（じんあい、蒸気又はガス）が存在するような特殊な状況にある
場所で用いる機器

－オーディオ、ビデオ及びこれに類する機器（JIS C 6065）

－医用機器（JIS T 0601）

－手持ち形電動工具（JIS C 9745 の規格群）

－パソコン及び同等の機器（JIS C 6950-1 情報技術機器－安全性－第 1 部：一般要求事項）

－可搬形電動工具（JIS C 9029 の規格群）

●課題

複数の中分類にまたがる製品の考え方<適用規格と中分類>

新製品⇒適用規格の検討⇒通則規格の決定⇒中分類の決定⇒型式の区分の届出

（例）照明器具付き扇風機の中分類はどれになるのか。→原則、その製品の主目的による。

<参考>

JIS C 9335-1 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則 の適用範囲

IEC 60335-1 第 5 版の適用範囲

(2) 電動工具及びこれに類する電気機器の適用範囲（案）

<定義>

電動力又は磁気により駆動する手持型又は可搬型の電動工具、園芸用機器。

※電気用品名の変更提案

「電動工具及びこれに類する電気機器」

J60335 のパート 2 にある製品群のうち、芝刈り機をはじめとする園芸用の機器を、
「・・・これに類する電気機器」として適用範囲に含むように変更する。

<解説>

対象となる製品の例は以下のとおり。

1. 電動工具

電動力又は磁気駆動の工具であって、以下の規格の適用を受けるものを含む。

JIS C9745-1 手持ち電動工具

JIS C9029-1 可搬型電動工具

その他、一般に電動工具として使用されるもの。（※除外規定の考え方で特殊なもの（生産ラインで使用されるような設備類）を排除する）

2. 園芸用機器

家庭用及びこれ類する電気機器であって、園芸用途に使用される電動力又は磁気駆動の機器。以下の規格の適用を受けるものを含む。

JIS C 9335-2-77 手押し式制御芝刈り機

JIS C 9335-2-91 電気後押し式及び手持ち式の芝刈り込み機及び芝縁刈り込み機

JIS C 9335-2-92 歩行式芝生用スカリファイア及びエアレータ

JIS C 9335-2-94 はさみ形草刈り機

JIS C 9335-2-100 手持形のガーデンブロウ、バキューム及びブロウバキューム

●課題

次のものには適用しないとしてよいか検討が必要。

- ・爆発性雰囲気（粉じん、蒸気又はガス）の存在下で使用される手持ち形電動工具。
：爆発性雰囲気は特殊環境のため電安法の対象外とすべき
- ・食品を調理及び加工するために使用される電気機器。

：フードミキサー（ハンドミキサー）等、JIS C 9335-1 の個別規格で規定されているものあり。これらに類似のものは（１）家庭用及びこれに類する電気機器に含めるか否かを個別事例

毎に検討すべき。

- ・医療目的の手持ち形電動工具（IEC60601）
：特殊用途・他法令で安全担保のため電安法の対象外とすべき。
- ・JIS C 9335-2-45 で取り扱われている加熱工具。
：JIS C 9335-2-45 は「はんだごて」等を規定。（１）家庭用及びこれに類する電気機器に含むべきもの。

<参考>

JIS C 9745-1 手持ち形電動工具－安全性－第 1 部：通則 の適用範囲

JIS C 9029-1 可搬形電動工具の安全性－第 1 部：一般要求事項 の適用範囲

JIS C 9335-2-77 手押し式制御芝刈り機 の適用範囲

JIS C 9335-2-91 電気後押し式及び手持ち式の芝刈り込み機及び芝縁刈り込み機 の適用範囲

JIS C 9335-2-92 歩行式芝生用スカリファイア及びエアレータ の適用範囲

JIS C 9335-2-94 はさみ形草刈り機 の適用範囲

JIS C 9335-2-100 手持形のガーデンブロワ、バキューム及びブロワバキューム の適用範囲

<注記>

（調査検討会資料 7-3 から抜粋）

「電動工具」に移動提案のあった製品群

JIS C 9335-2-77	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2－7 7 部：手押し式制御芝刈り機の個別要求事項
JIS C 9335-2-91	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2－9 1 部：電気後押し式及び手持ち式の芝刈り込み機及び芝縁刈り込み機の個別要求事項
JIS C 9335-2-92	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2－9 2 部：歩行式芝生用スカリファイア及びエアレータの個別要求事項
JIS C 9335-2-94	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2－9 4 部：はさみ形草刈り機の個別要求事項
JIS C 9335-2-100	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2－1 0 0 部：手持形のガーデンブロワ、バキューム及びブロワバキュームの個別要求事項

「電動工具」に移動提案のあった製品群」に示す製品群の他、「電動工具」に近い動作をする製品、具体的には「電動もみすり機」「電気かつお節削機」「荷造機械」のように主に一般家庭以外で使用するもの、かつ、製品の外部に機械的作用を及ぼすことで目的を達成するようなものについて、「電動工具」に含めるよう適用範囲の再検討を行った。また、この検討と併せて、「電動工具」の適用範囲に追加する製品群がイメージし易いよう、「電動工具」の名称を変更することとした。（「電動工具及びこれに類する電気機器（仮称）」）

なお、農業用、園芸用、工芸用機械器具などが「電動工具」への移動候補の製品群として挙げられることから、「電動工具」の名称変更も含め、引き続き検討が必要である。

(3) ランプ及び照明器具の適用範囲（案）

① ランプ

<定義>

一般照明用のランプであって交換の為に規格化された口金を有し、かつ、規格化された形状を有するもの。

<解説>

ランプ類のうち、現在電気用品安全法の対象となっているのは「白熱電球」と「蛍光ランプ」、「エル・イー・ディーランプ」であるが、蛍光ランプについては「一般用電気工作物の一部又は接続されるもの」、「定格電圧 100～300V、定格周波数 50～60Hz、交流の電路に用いるものであること」という前提条件に当てはまらない。そこで、独自に対象範囲の考え方を明確にする必要がある。

電気用品安全法の対象となるランプ類は使用者が交換することが前提となっており、一旦照明器具に装着され点灯している状態では照明器具全体での安全性担保が行われるものであるが、交換することに付随するリスクはランプ単独で対応すべき項目となる。

旧 1 項基準では「口金かん合部の寸法」と「口金トルク」が個別に規定されていることから器具への接続を行い、同時にランプ保持を行う口金部の寸法と保持力を安全確保上重要な項目としていると思われる。また、ランプから発せられる熱的な影響を含め、ランプ保持の為に寸法・形状が標準化されている必要があることから、口金と形状について規格化されたものは対象にすべきと考える。

一方、ランプ類の口金は統一された規格であるが、ランプを総括的に規定する安全規格は J I S ・ I E C 共に存在せず、ランプの種類ごとに規格が独立して存在している。その為、規格化された形状を具体的に示す為には具体的に規格を列挙することとなる。

具体的な規格としては<参考>に記載した規格が基本となる。

<参考>

JIS C 7551-1 白熱電球類の安全仕様—第 1 部：一般照明用白熱電球 (IEC 60432-1) の適用範囲

JIS C 7617-1 直管蛍光ランプ—第 1 部：安全仕様 (IEC 61195) の適用範囲

JIS C 7618-1 片口金蛍光ランプ—第 1 部：安全仕様 (IEC 61199) の適用範囲

JIS C 7620-1 一般照明用電球形蛍光ランプ—第 1 部：安全仕様 (IEC 60968) の適用範囲

JIS C 8105-1 照明器具—第 1 部：安全性要求事項通則 (IEC 60598) の適用範囲

JIS C 8156 一般照明用電球形 LED ランプ (電源電圧 50V 超) —安全仕様の適用範囲

② 照明器具

<定義>

電気光源（白熱電球，蛍光ランプ，その他の放電ランプ，LED などの電子発光体）を使用する照明器具に適用する。

<解説>

電安法の対象となるのは上記前提②の範囲のため、照明器具としても適用範囲は300V以下とする。

(4) 電子及び情報技術機器の適用範囲（案）

<定義>

オーディオ・ビデオ、情報通信技術及び事務機器の分野における電気・電子機器

<解説>

定義については、IEC62368-1 Scope の和訳を参考にした。

IEC62368-1 の Scope 英文 :

electrical and electronic equipment within the field of audio, video, information and communication technology, and business and office machines

「情報及び通信技術」を「情報通信技術(ICT)」とした。

●課題

定義について

- (1) IEC62368-1のScopeを元にしてはいるが、英文そのものの表現を直訳すると、「オーディオ、ビデオ、情報及び通信技術及び事務機器の分野における電気及び電子機器」となり「and」が多用されていることから、まとまりにくい。「及び」の表現を少なくしようとする、上記の案となる。案の検討に際し寄せられた意見は以下の通り。

IEC62368-1 の英文をそのままの順で訳されているが、「情報通信技術」に違和感がある。

その他、IEC62368-1 のタイトルの和訳「オーディオ/ビデオ、情報及び通信技術機器」とする案もあった。

適用範囲について

- (1) 現行の特定電気用品以外の電気用品名が適用範囲から漏れていないか確認する必要がある。(例えば、「電子応用遊戯器具」等)
- (2) 当面は、JIS C6065, JIS C6950-1で括られることから、解説では、JIS規格毎に記載すべきか継続して検討する必要がある。

<参考>

IEC62368-1 の適用範囲

JISC6065 オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器—安全性要求事項 (IEC60065) の適用範囲

JISC6950-1 情報技術機器—安全性—第1部：一般要求事項(IEC60950-1) の適用範囲

JIS C 9335-1 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第1部：通則 の適用範囲 の適用範囲

(5) その他の交流用電気機械器具の適用範囲（案）

<定義>

(1) 家庭用及びこれに類する電気機器、(2) 電動工具及びこれに類する電気機器、(3) ランプ及び照明器具、及び(4) 電子及び情報技術機器以外のもの。

<解説>

(1) 家庭用及びこれに類する電気機器、(2) 電動工具及びこれに類する電気機器、(3) ランプ及び照明器具、及び(4) 電子及び情報技術機器のいずれにも該当しない電気用品を(5) その他の交流用電気機械器具の適用範囲とする。

●課題

部品類の施行令の記載箇所の移動について

差込みプラグ等の接続器を使用せず、屋内配線に直接接続する「器具」、又はその他の器具に組込んで使用する部品類は施行令 別表第二の当該箇所（七、八、九、十、十一）から他の記載箇所に移動することが適切ではないか。

例) 調光器、ベル、ブザー、チャイム、サイレン、漏電検知器、防犯警報器、雑音防止器など

◇調光器における検討例（背景／理由）

現在、電気用品施行令では、調光器は「その他の交流用電気機械器具」に含まれている。

調光器の役割が照明器具などの制御であることや、調光器の多くが電気工事士によって施工される形態であることから、調光器は実使用状態、施工方法において点滅器に類似している。一方、点滅器は電気用品施行令では、「配線器具」に含まれている。

電気用品安全法技術基準体系見直し基本計画（P34）に「部品類」の補足説明として「電気工事士が電気工事施工に使用する電設資材」と記載されており、「調光器」は負荷機器などの「電気製品」でなく「部品類」に入れることが相応しい。

従って、現行の電気用品施行令 別表第二の「その他の交流用電気機械器具」内に記載されている「調光器」を別表第二の「配線器具」へ移管することを提案する。

<注記>

(調査検討会資料 7-3 抜粋)

一例として「調光器」は現在「施行令別表第二 十一」に含まれるが、別表第四（配線器具）が望ましいと考えられるなど、実態にそぐわない事例があるかどうかを確認し、項目間移動の是非を検討する必要がある。このほか、大括り化された電気用品5分類の要素と区分については、将来的な技術基準の階層化による JIS 等の規定の整備の検討と併せて整理する必要がある。

(「将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について」改訂第2版より)

ベル、ブザー、チャイム、サイレン、漏電検知器、防犯警報器、アーク溶接器、調光器、雑音防止器、電気ペンシルは(5) その他の交流用電気機械器具の適用範囲に含むと考えられる。

4. 制度運用に関する具体的な提案に係る検討について

4.1. 法第8条第2項の一品ごとに行う検査について

制度運用の改善に係る検討については、法第8条第2項の出荷前の電気用品に対して一品ごとに行う検査の代替手段として、ロット検査を行うことの是非について検討を行った。具体的には、電気用品に組み込まれる電気用品（部品）については、組み込み後の電気用品において一品ごとに検査が実施されることから、電気用品（部品）についてはロット検査を行ってもよいのではないかと要望であった。大括り化検討WGにおいて検討を行った結果、

- ①必ずしも当該部品すべてが電気用品に組み込まれるとは限らないこと（出荷先が特定できないこと）
- ②一品ごとに行う検査の内容が部品単体と組み込み後では異なること
- ③海外ではロット検査は義務ではないこと

など課題が明らかになった。改正案骨子を策定するためには、こうした課題を解決する必要があるため、今後も引き続き検討を行うこととした。

4.2. その他の案件について

これまで委員会等であった意見から次の2項目を今後の検討項目に追加することとした。

- ①経済産業大臣宛の製造事業届出の場合、その写しを製造工場等を管轄する局にも提出しなければならず手間である問題
（施行規則第45条）
- ②特定電気用品を製造する際に求められる検査設備のリストが旧技術基準省令第1項由来で古くなっており、必ずしも必要のない設備もある問題
（施行規則第15条）

5. 現状の課題の抽出について

大括り化検討WGにおいて、各委員等から提出された意見・課題提起については、テーマ別に整理を行い、今後の検討材料とした。

6. 今後の予定について

「3. 大括り化の政省令改正に伴う課題検討について」及び「4. 制度運用に関する具体的な提案に係る検討について」に記載の内容は、現時点での検討状況を示すものであり、まだ多くの課題が残っている。したがって、スケジュール案に基づき、引き続き大括り化検討WGにおいて課題の解決方法等について検討を進め、定期的に報告を行っていく。